

財関第868号
平成24年8月30日

(各) 稲垣 光隆 殿
沖縄地区税關長 殿

税關局長 稲垣 光隆

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復關稅に関する取扱いについて
の一部改正について

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復關稅に関する政令の一部を改
正する政令（平成24年政令第209号）の施行に伴い、玉軸受及び円すいころ軸
受に対して課する報復關稅に関する取扱いについて（平成17年8月22日財關
第1059号）の一部を下記のとおり改正し、平成24年9月1日から実施するこ
ととしたので、了知の上、貴關職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復關稅に関する取扱いについ
ての一部を次のように改正する。

1. 別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に
掲げるよう改める。
2. 別紙様式を別紙2のよう改める。